

第3章 構成・計画期間

総合計画は「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」からなる3層の構成です。

■ 基本構想

長期的な視点から、本市のまちづくりを進める上での将来都市像と基本理念を示すとともに、将来都市像の実現に向けた施策の大綱を示しています。

期間は、令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間です。

■ 基本計画

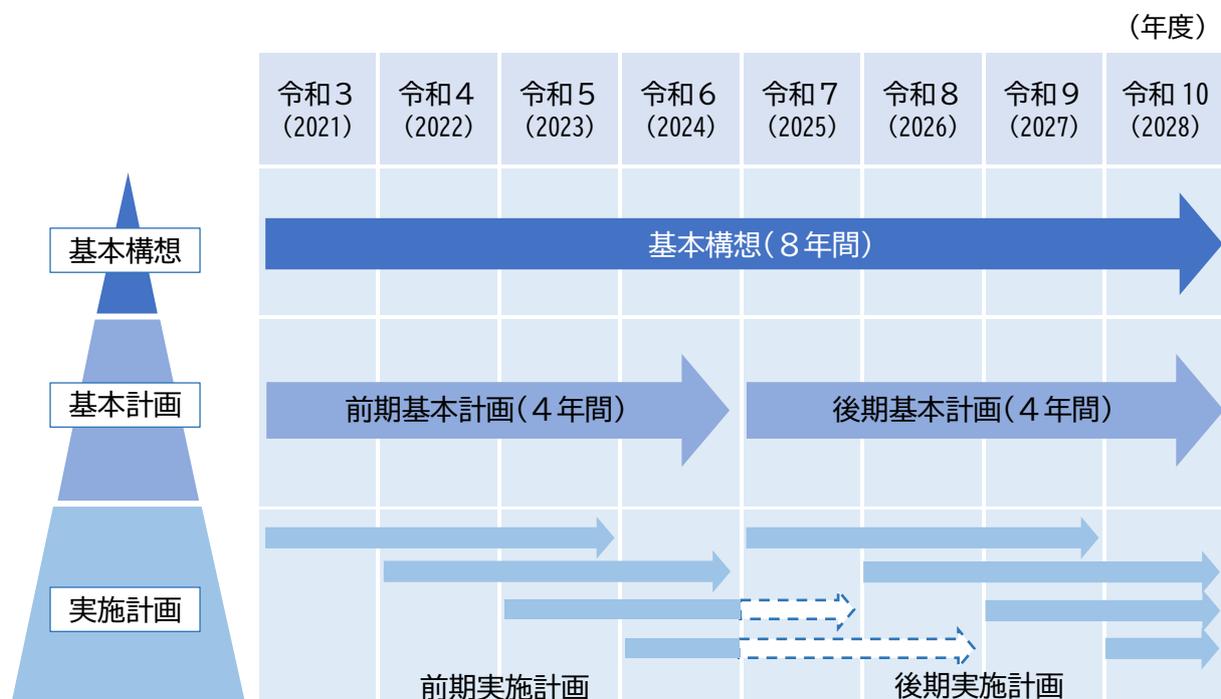
基本構想を実現するため、重点的に実施する施策を位置づけるほか、まちづくりの基本的な施策を体系的に示す計画です。

期間は、基本構想の計画期間を前期と後期に分け、前期は令和3（2021）年度から令和6（2024）年度までの4年間、後期は令和7（2025）年度から令和10（2028）年度までの4年間です。ただし、計画期間内であっても、大きな社会経済情勢

等の変化や新たな市民ニーズへの対応が必要となった場合は、必要に応じて見直します。

■ 実施計画

基本計画において定められた施策を効果的に実施するための具体的な事業を示したものです。期間は3年間とし、ローリング方式*により毎年度見直します。



*ローリング方式：毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要な改訂を行う方法